

八王子市保健所跡地暫定広場設置・運営要綱

（目的）

第1条 市街地再開発事業の予定地内に位置する八王子市保健所跡地を、市街地再開発事業により活用されるまでの期間を有効利用し、中心市街地の活性化及びまちの魅力向上を図るため、様々なイベントや市民活動等での利用や、市民、来街者の憩いの空間形成を目的として、広場を暫定的に設置する。この要綱は広場の設置、運営等について必要な事項を定めるものである。

（名称及び位置）

第2条 広場の名称及び位置は次のとおりとする。

名称	位置
八王子市保健所跡地暫定広場（以下「広場」という。）	旭町13番18号

（定義）

第3条 次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- （1）占有利用 市からの貸付けを受け、広場の一部又は全部を占有して利用することをいう。
- （2）占有利用者 前号の利用を行う者をいう。
- （3）占有利用時間 占有利用できる時間をいう。
- （4）占有利用料 占有利用者が、市に支払う賃貸料をいう。
- （5）占有利用設備 広場に設置されている水道及び電気をいう。
- （6）小規模利用 占有利用の面積が20平方メートルの利用のことをいう。

（占有利用者）

第4条 広場において、次に掲げる行為をしようとする者は、あらかじめ占有利用者登録を行い、市長の許可を受けなければならない。

- （1）物品販売、業としての写真撮影その他営業行為を行うこと。
- （2）競技会、集会、展示会その他これらに類する催しを行うこと。
- （3）募金、署名運動その他これらに類する行為を行うこと。
- （4）広告物を掲げ、又は散布を行うこと。

2 占有利用者は、許可を受けた事項を変更しようとするときは、当該事項を記載した申請書を市長に提出してその許可を受けなければならない

3 占有利用者は、占有利用料を納付しなければならない。

4 占有利用できる範囲は別図に示す部分とする。

（占有利用の手続き）

第5条 占有利用しようとする者は、あらかじめ第1号様式により市長に占有利用者登録を申請し、承諾を得なければならない。

2 市長は、前項の規定による申請を承認することを決定した時は、第2号様式による証明書を交付するものとし、有効期限は5年間とする。

3 占有利用するときは、第3号様式による申請書を市長に提出し、許可を受けなければならない。

4 占有利用設備を利用するときも、第3号様式による申請書を市長に提出し、許可を受けなければならない。

5 市長は、第3項及び第4項の規定による申請を許可することを決定したときは、第4号様式

による許可書を交付するものとし、広場の管理又は運営のため必要な範囲内で条件を付することができる。

6 第3項及び第4項並びに第5項の規定は、変更許可手続について準用する。

（占有利用時間）

第6条 広場は終日一般に開放することとし、占有利用時間は次のとおりとする。ただし、市長が認めた場合は、これを変更することができる。

2 占有利用時間は午前9時から午後6時までとし、占有利用時間は次の表に定めるとおり区分する。

午前	午後A	午後B
午前9時から正午まで	正午から午後3時まで	午後3時から午後6時まで

3 占有利用時間には準備及び片付けの時間を含むものとする。

（占有利用料）

第7条 第4条第3項の規定による占有利用料は次の表に定める額とする。

区分	単位	金額（円）		面積
		公共的団体	その他	
舗装エリア	3時間あたり	4,700	5,800	320平方メートル
人工芝エリア	同	6,500	8,100	450平方メートル
デッキエリア	同	2,600	3,300	180平方メートル
小規模利用	同	300	400	20平方メートル

2 財産の交換、譲渡及び無償貸付等に関する条例（昭和39年3月31日条例第9号）第4条第1項の規定により、国又は地方公共団体、その他公共団体若しくは公共的団体が公用若しくは公共用又は公益事業のために利用する場合は無料とする。

3 公共的団体とは、市が行う事業の補助、協力的な役割を担う団体をいう。

4 小規模利用の場合は、別図に占有利用箇所を明示し、第5条に規定する申請書に添付することとする。

（占有利用料の納付時期等）

第8条 占有利用者は、占有利用料を第5条第5項に規定する許可書を交付するときに納付しなければならない。

（占有利用料の還付）

第9条 既納の占有利用料は還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合はこの限りでない。

（1）天候等の占有利用者の責に帰さない理由により占有利用ができなくなったとき。

（2）占有利用者が占有利用の日の30日前までに占有利用を取り止める旨の申し出をしたとき。

（3）管理運営上、施設の全部又は一部を占有利用させることができなくなったとき。

2 前項の規定により占有利用料の還付を受けようとする者は、第5号様式による申請書に占有利用料を納入したことを証する書類を添えて、利用予定であった日から原則として2週間以内に市長に申請しなければならない。

3 市長は、前項の申請を受理し、還付の可否及び還付する額を決定したときは、第6号様式により申請者に通知する。

（許可手続の受付期間）

第10条 占用利用の申請の受付期間は、利用する日の3か月前の日が属する月の1日から利用する日の7日前までとする。受付開始日が土曜日、日曜日又は祝日の場合は、翌営業日からの受付とする。ただし、市長が特に必要があると認めたときは、受付期間の前に手続きをすることができる。

2 第7条第1項及び第4項に規定する小規模利用の受付は、利用する日の30日前からとする。

(行為の禁止)

第11条 広場では、次に掲げる行為をしてはならない。ただし、市長が管理上若しくは公益上必要と認める場合は、この限りでない。

- (1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがある行為をすること。
- (2) 宗教活動を目的とする行為をすること。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条に規定する暴力団、暴力団員（以下「暴力団等」という。）及び暴力団等に関与している者が利用すること。
- (4) 社会的に指摘されている問題を抱えている団体（以下「指摘団体」という。）及び指摘団体に関与している者が利用すること。
- (5) 特定の個人、企業、団体、民族などへの中傷や攻撃を助長するおそれのある行為をすること。
- (6) 青少年の健全育成にとって有害となる行為をすること。
- (7) 広場の現状を変更し、又は用途外に利用すること。
- (8) 広場の施設や設備、備品等を損傷し、又は汚損するおそれのある行為をすること。
- (9) 騒音や大声を発する行為をすること。
- (10) 植物を採取すること。
- (11) ごみ、その他の汚物を捨てること。
- (12) 喫煙すること。
- (13) 立入禁止区域内に立ち入ること。
- (14) 許可を得ずに火気を使用すること。
- (15) 許可を得ずに動物を携行して立入ること。
- (16) 許可を受けた場所以外に車両を乗り入れること。
- (17) 他の利用者や近隣住民、周辺道路の歩行者又は車両の迷惑になる行為をすること。
- (18) その他、広場の管理に支障がある行為をすること。

(利用の制限)

第12条 市長は、広場の管理のために必要があると認めたときは、その一部又は全部の利用を制限し、又は禁止することができる。

(入場制限)

第13条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対して広場への入場を拒否し、又は退場を命ずることができる。

- (1) 他人に感染する感染症の疾患を有する者
- (2) 他人に危険を及ぼし、若しくは迷惑となる行為をする者
- (3) その他、広場を利用することが管理上不適當であると認められる者

(権利の譲渡及び転貸の禁止)

第14条 占用利用者は、その権利を他人に譲渡し、又は転貸することができない。

(立入調査)

第15条 市長は、広場の管理上、必要がある場合においては、許可した事項について、占用利用の場所に立ち入り、調査することができる。

（占用利用実績報告）

第16条 占用利用者は広場の利用終了後、速やかに第7号様式により、市長に占用利用の実績を報告しなければならない。

（監督処分）

第17条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、占用利用の許可を取り消し、又は占用利用の許可条件を変更し、若しくは占用利用の停止を命ずることができる。

（1）占用利用者がこの要綱の規定に違反したとき。

（2）その他広場の管理上必要があるとき。

2 前項による許可の取消し、許可条件の変更、占用利用停止があった場合、市は一切の費用を負担しない。

（原状回復の義務）

第18条 占用利用者は、利用を終了したとき、又は、利用を停止され若しくは取り消されたときは、直ちに広場を原状に回復しなければならない。

2 何人も、広場の施設又は設備を毀損し、又は滅失したときは、損害を賠償しなければならない。ただし、その他市長がやむを得ないと認めたときは、この限りでない。

3 市長は、第11条の規定に違反した者に対して施設等の原状回復その他の措置を行うよう命ずることができる。

（損害賠償等の義務）

第19条 市長は、第11条の規定に違反した者に対して施設等の原状回復その他の措置を行うよう命ずることができる。

（管理の委託）

第20条 広場の管理に関する業務のうち、広場の占用利用に係る業務、その他市長が別に定める業務について市が指定する団体に委託することができる。

附 則

この要綱は、令和5年9月21日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年7月1日から施行する。

※管理者使用欄

登録番号	
------	--

占 用 利 用 者 登 録 申 請 書

※太枠の欄にご記入ください。

申請日 令和 年（20 年） 月 日

登 録 者	フリガナ		
	個人又は 団体名・代表者名		
	住 所		
	電 話 番 号		
個人又は団体の 主な活動内容			
連 絡 先 ※住所・電話番号 が登録者と同じ 場合は記入不要	担当者氏名		
	住 所		
	電 話 番 号		
	メ ル		
区 分	個人	団体（ 名）	※該当するものに○をしてください。

主な利用目的（予定）

--

以下の項目に該当しない場合は、チェックボックスにチェックを入れてください。

- ☐ 暴力団、暴力団員、暴力団員と密接な関係を有する者でないことを誓約します。
- ☐ 社会的に指摘されている問題を抱えている団体に関与している者でないことを誓約します。

管理者記入欄

☐ ご本人確認（ ） ☐ 占用利用登録証明書交付	受付日	担 当
	/ /	

えきまえテラス

占用利用者登録証明書

八建抛 第 号

令和 年（20 年） 月 日付をもって申請のあった八王子市保健所跡地暫定
広場（えきまえテラス）の占用利用について、下記のとおり占用利用者登録をしました。

令和 年（20 年） 月 日

八王子市長 印

登 録 番 号	
登 録 者 名	
有 効 期 限	令和 年（20 年） 年 月 日（ ） まで
利 用 上 の 注 意 事 項	・ 申請には登録番号が必要です。 ・ 利用を希望する場合は、受付期間内に「占用利用許可申請書」を提出してください。 (受付期間：利用日の3か月前の日が属する月の1日から7日前まで) ・ 一般の利用者へ配慮した利用をお願いします。 ・ えきまえテラスの美化にご協力をお願いします。

令和 年（20 年） 月 日

八王子市長 殿

申請者 登録番号：

住 所：

氏 名：

（法人・団体にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）

担 当 者：

連 絡 先：

占 用 利 用 許 可 申 請 書 （ 新 規 ・ 変 更 ）

次のとおり、八王子市保健所跡地暫定広場（えきまえテラス）の利用にあたり、貸付を受けたく申請します。

名 称	八王子市保健所跡地暫定広場（えきまえテラス）
利 用 箇 所	舗装エリア ・ 人工芝エリア ・ デッキエリア ・ 小規模利用 20 m ²
利 用 の 希 望 期 間 ※希望する日 数分記入して く だ さ い	令和 年（20 年） 月 日（ ） 時から 時まで
	令和 年（20 年） 月 日（ ） 時から 時まで
	令和 年（20 年） 月 日（ ） 時から 時まで
	令和 年（20 年） 月 日（ ） 時から 時まで
利用目的及び理由	
付 属 設 備 の 利 用 の 有 無	電 源 有（ ） ・ 無 水 道 有 ・ 無 備品貸出 有 ・ 無
利 用 料	市が指定する金額

占 用 利 用 許 可 書

八建抛 第 号

申請者 登録番号
住 所
氏 名

令和 年（20 年） 月 日付をもって申請のあった八王子市保健所跡地暫定
広場（えきまえテラス）の占用利用ついて、次のとおり許可する。

令和 年（20 年） 月 日

八王子市長 印

利 用 場 所	八王子市保健所跡地暫定広場（えきまえテラス）
利 用 箇 所	舗装エリア ・ 人工芝エリア ・ デッキエリア ・ 小規模利用 20 m ²
利 用 の 期 間	令和 年（20 年） 月 日（ ） 時 分から 令和 年（20 年） 月 日（ ） 時 分まで
利用目的及び 理 由	
付 属 設 備 の 利 用 の 有 無	電 源 有（ ） ・ 無 水 道 有 ・ 無 備品貸出 有 ・ 無
利 用 料	
条 件 そ の 他 特 記 事 項	

占 用 利 用 料 還 付 申 請 書

令和 年（20 年） 月 日

八王子市長 殿

申請者 登録番号：

住 所：

氏 名：

（法人・団体にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）

担 当 者：

連 絡 先：

令和 年（20 年） 月 日付第 号で許可を受けた八王子市保健所跡地暫定
広場（えきまえテラス）の占用利用について、占用利用料の還付を申請します。

利 用 の 目 的	
利 用 料 の 額	
申 請 理 由	

占用利用料還付決定通知書

八建抛 第 号

申請者 登録番号
住 所
氏 名

令和 年（20 年） 月 日付をもって申請のあった、八王子市保健所跡地暫定広場（えきまえテラス）の占用利用料還付申請について、次のとおり決定したので通知する。

令和 年（20 年） 月 日

八王子市長 印

決 定 事 項	1. 利用料を還付する 2. 利用料を還付しない
還 付 す る 額	円
理 由	

占 用 利 用 実 績 報 告 書

令和 年（20 年） 月 日

八王子市長 殿

申請者 登録番号

住 所

氏 名

（法人・団体にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）

担 当 者

連 絡 先

令和 年（20 年） 月 日付第 号で許可受けた八王子市保健所跡地暫定
広場（えきまえテラス）の占用利用ついて、利用の実績を報告します。

許 可 番 号	
利 用 内 容	
集 客 者 数 （ 延 数 ）	
利 用 結 果 の 効 果 ・ 検 証	
利用前後での 施 設 の 状 況	☐ 変化なし ☐ 変化あり（ ）
自 由 意 見 ※今後、広場を 利用するにあた っての要望など	
備品返却状況	☐ スタンド看板 __個 ☐ 棒磁石 __本

別図（平面図）

